

くしだがわ みやがわ あばしりがわ
気候変動を考慮して櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び
さがみがわ
相模川水系の長期計画を変更しました

～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化すると予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、櫛田川、宮川、網走川及び相模川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、洪水を貯留する施設で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害や内水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、森林の整備・保全、農業用ため池の活用、田んぼダム、流出抑制施設の整備などの取組を推進すること等を提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「櫛田川、宮川、網走川及び相模川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

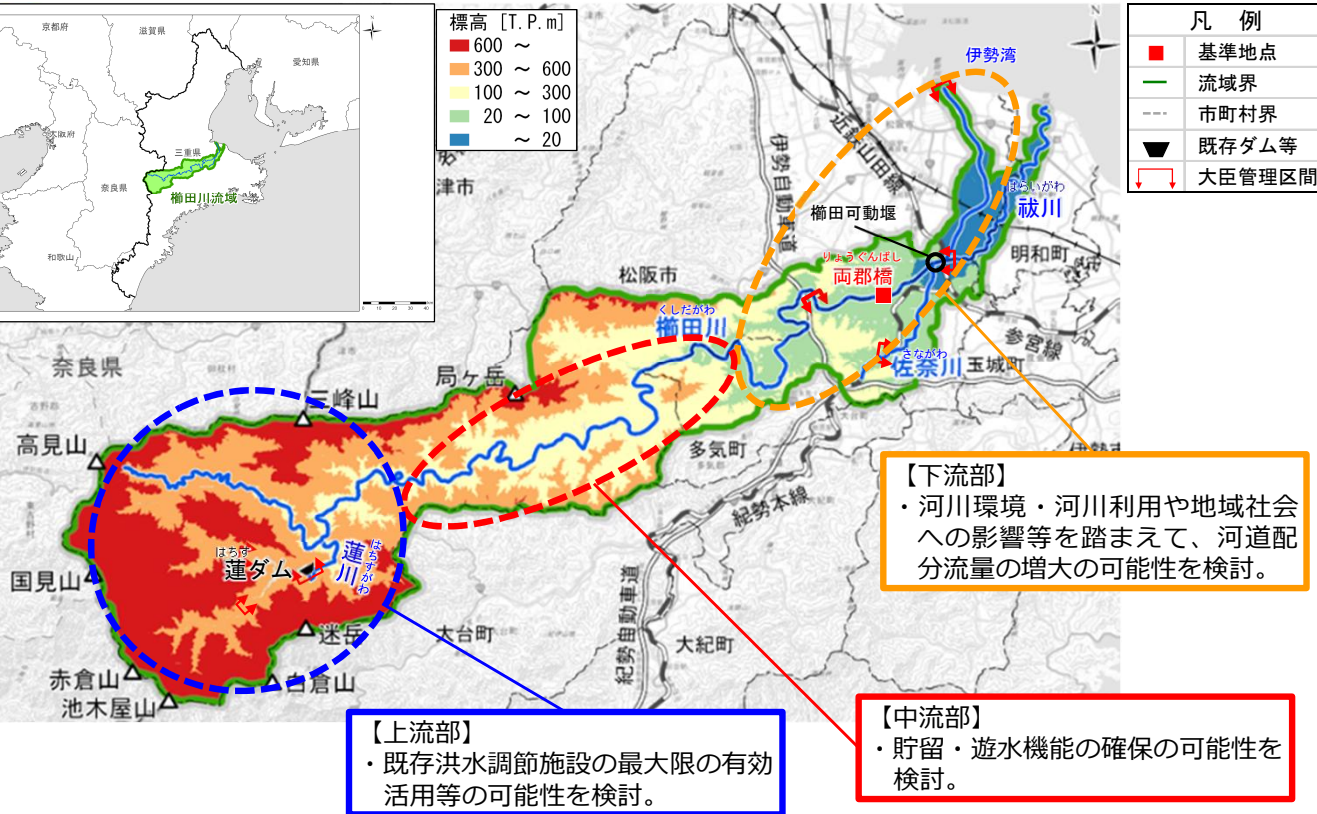
【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 後藤、係長 根本
代表 03-5253-8111(内線 35352、35355)、直通 03-5253-8445

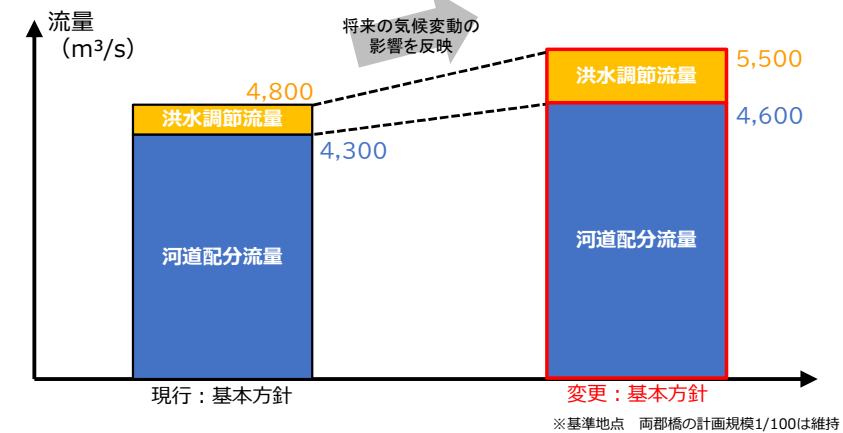
気候変動を踏まえた「櫛田川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点両郡橋において4,800m³/sから5,500m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を4,600m³/s、洪水調節流量を900m³/sとした。
- 事前放流による洪水調節機能の強化、田んぼダムや農業用ため池の活用、治山対策等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

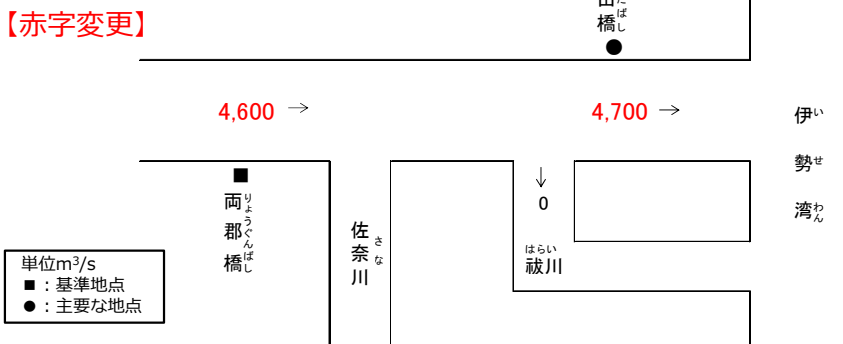
河道と洪水調節施設等の設定の考え方



河道と洪水調節施設等の配分流量

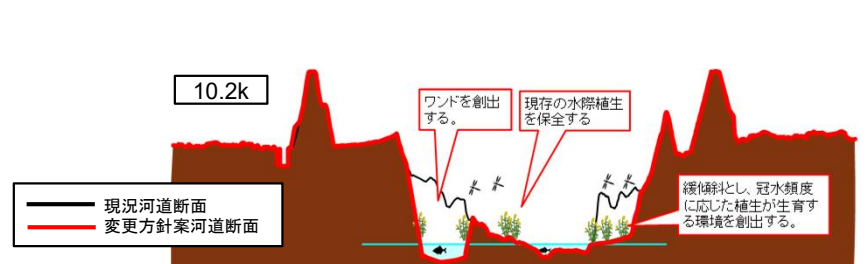


計画高水流量図



河道での対応

- 櫛田川では、櫛田可動堰上流付近が流下能力のネック地点となる。
- 水際環境の創出を踏まえつつ、櫛田可動堰地点の河床を切り下げることにより、基準地点両郡橋における河道配分流量を4,600m³/sとする。



洪水調節施設等での対応

- 事前放流による容量確保や放流操作ルールの変更など既存ダムの有効活用により、基準地点両郡橋における洪水調節流量を900m³/sとする。

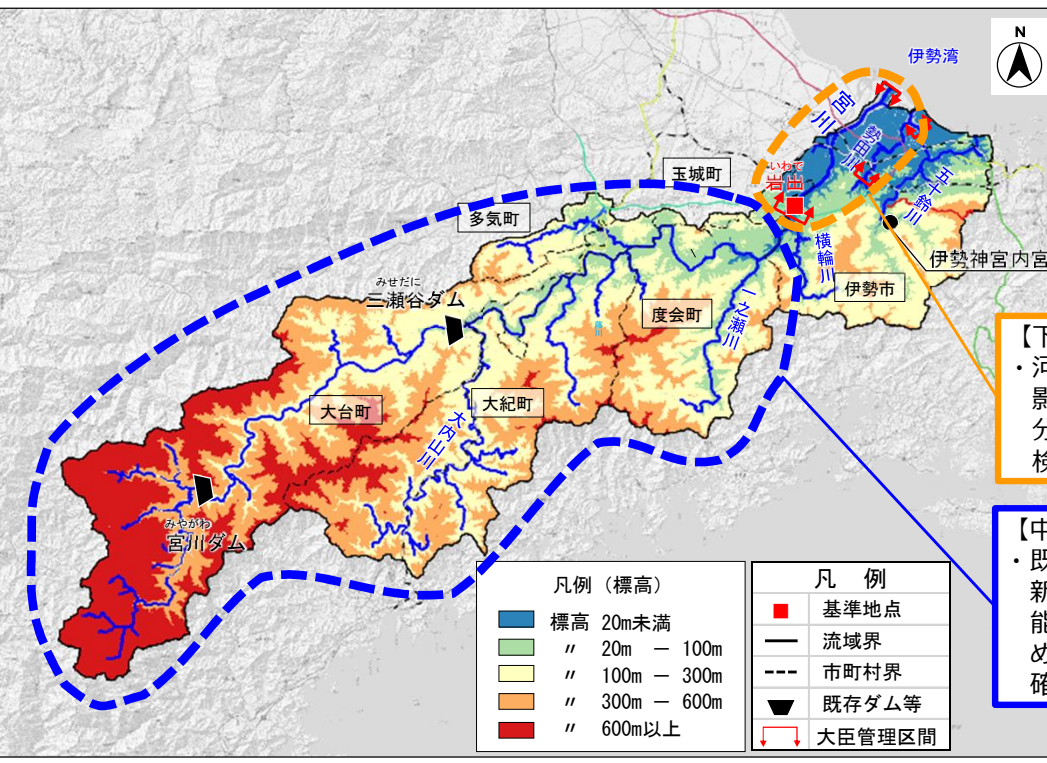


気候変動を踏まえた「宮川水系河川整備基本方針」変更の概要

みやがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点岩出において8,400m³/sから9,900m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を9,000m³/s、洪水調節流量を900m³/sとした。
- 事前放流による洪水調節機能の強化、田んぼダムや農業用ため池の活用、治山対策等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方

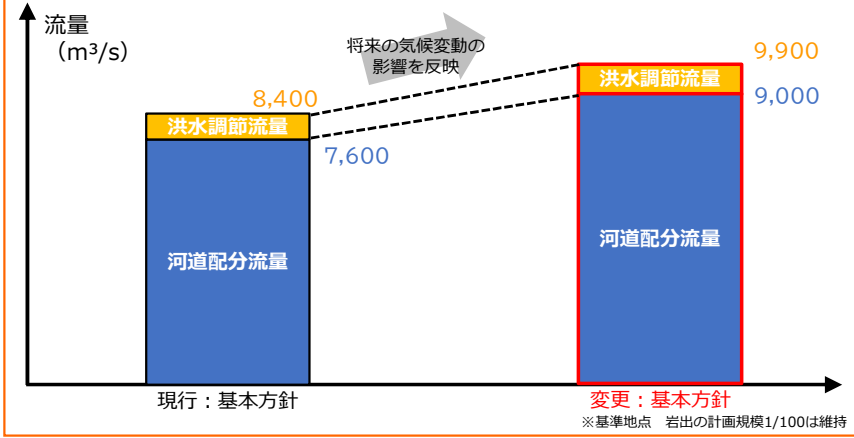


【下流部】
・河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

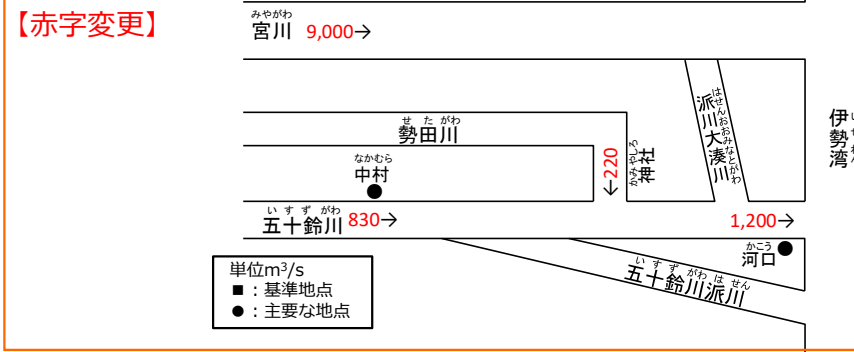
【中上流部】
・既存ダムの有効活用や、新たな洪水調節施設の可能性など、本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。

河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：岩出 (1/100)>

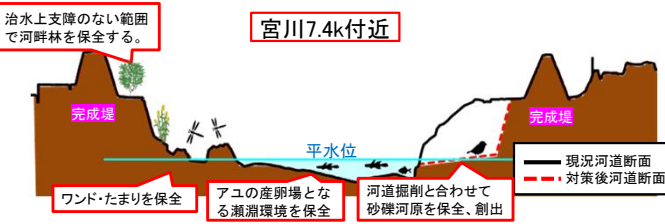


計画高水流量図



河道での対応

- 流下能力のネック地点は川幅が狭く、既存堤防の背後には宅地等が密集しており引堤は困難。
- 局所的に河道掘削を行うことにより、基準地点岩出における河道配分流量を9,000m³/sとする。



洪水調節施設等での対応

- 既存ダムの有効活用（事前放流による容量確保、ダムの操作ルールの変更など）や新たな貯留機能の確保により、基準地点岩出における洪水調節流量を900m³/sとする。

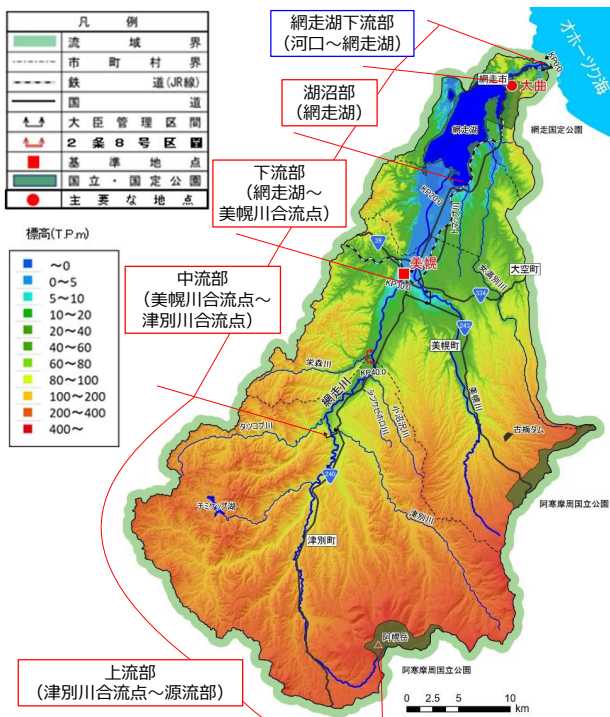


気候変動を踏まえた「網走川水系河川整備基本方針」変更の概要

あばしりがわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点美幌において1,200m³/sから1,500m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大と海面水位上昇に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、基準地点美幌における河道配分流量を1,500m³/sとした。また、網走湖の計画高水位を上げることは困難であることから、網走湖上流において流入量を一時的に低減させる新たな貯留機能を確保し、主要な地点大曲における河道配分流量を490m³/sとした。
- 森林の整備・保全等による貯留機能の拡大、防災拠点の活用や避難所運営訓練等の啓発活動等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方



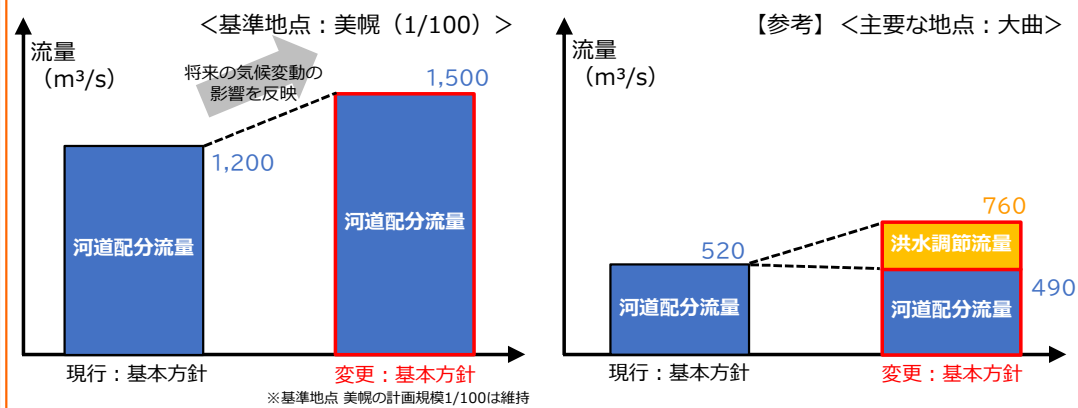
【網走湖下流部】

- ・沿川の土地利用や生産空間への影響を踏まえた河道配分流量の増大の可能性を検討。

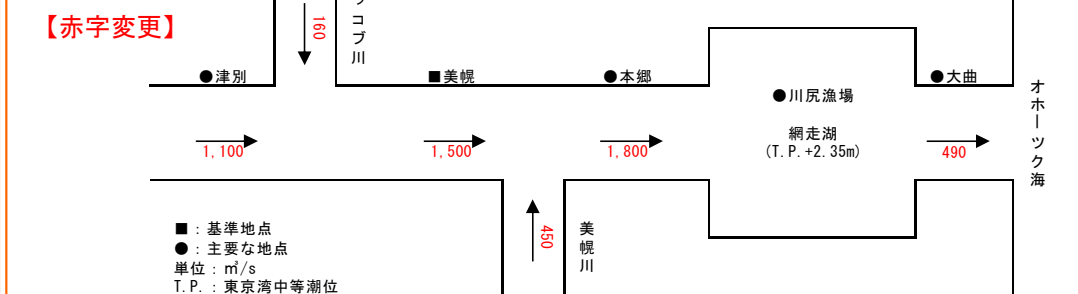
【湖沼部～下流部～中流部～上流部】

- ・土地利用や生産空間への影響等を踏まえた新たな貯留・遊水機能の確保の可能性について検討。
- ・地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて、河道配分流量の増大の可能性について検討。

河道と洪水調節施設等の流量配分

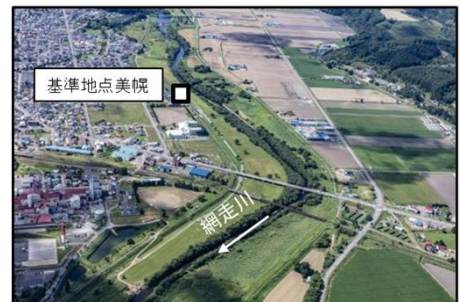


計画高水流量図



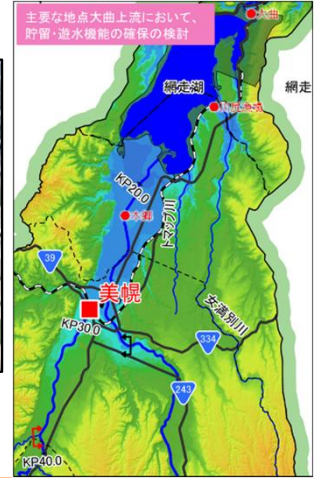
河道での対応

- 高水敷利用に配慮し、低水路の掘削をすることにより、基準地点美幌における河道配分流量を1,500m³/sとする。
- 温暖化による将来の海面水位上昇にも対応できるよう必要な対策を実施する。
- なお、網走湖は環境省の重要湿地に指定されており、湖岸には国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落等があるため、計画高水位を上げることは困難。



洪水調節施設等での対応

- 主要な地点大曲上流において、新たな貯留・遊水機能の確保により、主要な地点大曲の河道配分流量を、網走湖水位が計画高水位である2.35m以下となる490m³/sまで低減する。
- 生産空間の持続的な活用を図る観点から、出来るだけ営農が継続されるよう、土地利用の将来像も踏まえながら貯留機能の確保を図ることが重要。

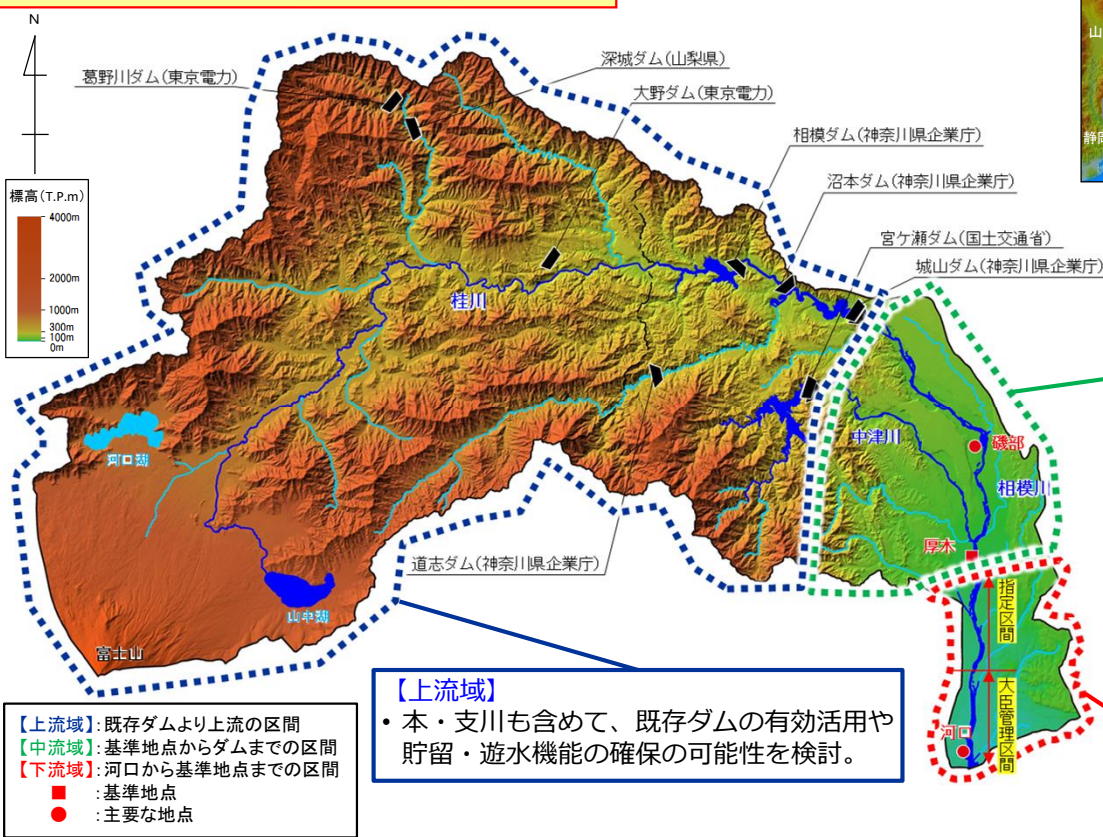


気候変動を踏まえた「相模川水系河川整備基本方針」変更の概要

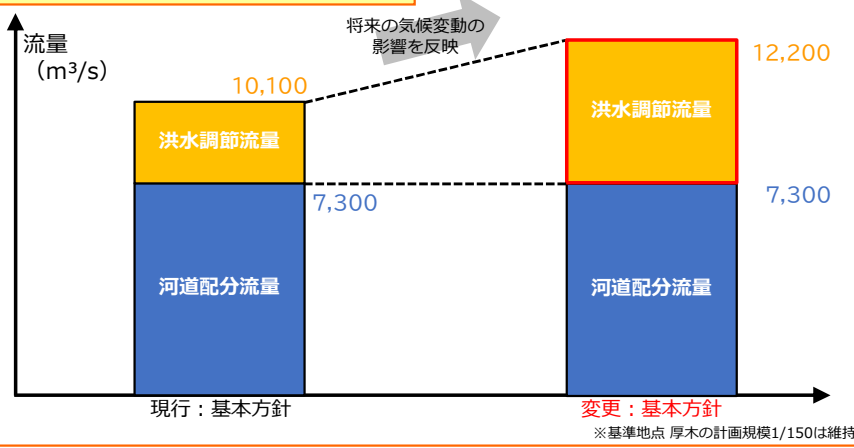
さがみかわ

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点厚木において10,100m³/sから12,200m³/sに変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用、河川環境・河川利用や社会的影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を7,300m³/s、洪水調節流量を4,900m³/sとした。
- 流砂系が一体となった総合的な土砂管理の取組や、雨水貯留施設の整備、防災移転の支援、避難計画の作成支援等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

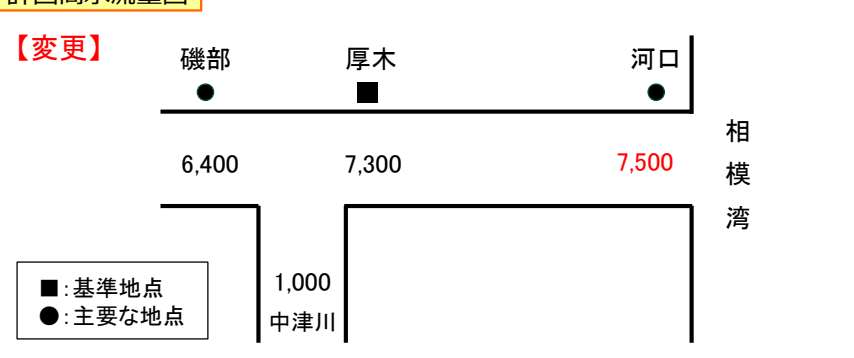
河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方



河道と洪水調節施設等の配分流量 <基準地点：厚木 (1/150)>

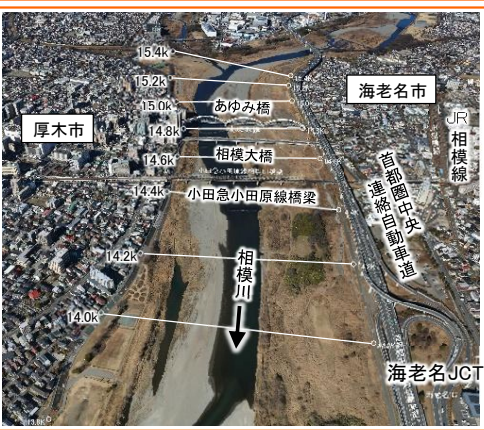
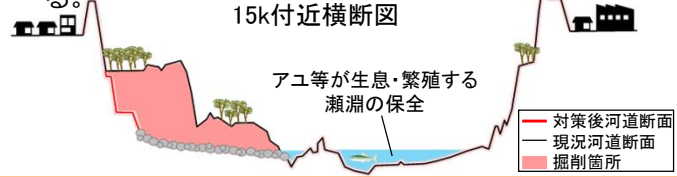


計画高水流量図



河道での対応

- 沿川の左右岸に家屋等が密集しており、多数の横断工作物も位置するため、引堤は困難である。
- アユ等の生息・繁殖場となる瀬淵、カワラノギク等の河原植物の生育場となっている礫河原等の環境の保全・創出を踏まえつつ、河道掘削等を行うことにより、基準地点厚木における河道配分流量を7,300m³/sとする。



洪水調節施設等での対応

- 本・支川の既存施設の有効活用により、基準地点厚木における洪水調節流量を4,900m³/sとする。



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。